

## 国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理ポリシー

### 1 目的

国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）は、「地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す。」ことを基本理念としており、教育と研究の二つの使命に加えて、研究成果を地域や社会に還元して社会貢献することを、第三の使命としている。

本ポリシーは、研究成果の公開を原則とする大学が、産学官連携における秘密情報管理体制を構築して地域及び社会の信頼に応えることにより、産学官連携活動を一層活性化させ、本学の付加価値の更なる向上を目指すことを目的とする。

### 2 対象

- (1) 本ポリシーが対象とする秘密情報とは、本学が産学官連携に関して秘密保持義務の対象とする情報のうち、個人情報以外の情報をいう。
- (2) 本ポリシーが対象とする秘密情報の形態は、次に該当するものをいう。
  - 1) 媒体に表示又は記録された秘密情報
  - 2) 有体成果物に化体された秘密情報
- (3) 本ポリシーが対象とする秘密情報の種類は、次に該当するものをいう。
  - 1) 本学が独自で適正に保有する秘密情報のうち、産学官連携に資する秘密情報
  - 2) 産学官連携に伴い、本学が秘密保持義務を負うことを前提に、相手方から提供された秘密情報
  - 3) 産学官連携による成果に含まれ、相手方が指定し本学がそれに同意する秘密情報
- (4) 本ポリシーが対象とする者は、次に該当するものをいう。
  - 1) 産学官連携に携わる役員及び職員（非常勤職員を含む。）
  - 2) 本学との契約により産学官連携に携わる研究者
  - 3) 産学官連携に参画する学部学生、大学院生及び本学の各種制度等に基づいて受入れを許可された研究生等（以下「学生等」という。）

### 3 基本原則

- (1) 本学独自で適正に保有する秘密情報は、研究成果の公表を原則とする大学の社会的役割にかんがみ、このミッションと秘密管理のバランスの下で管理する。ただし、高度な秘密情報については、より秘密管理に重点を置いた取扱いを行う。
- (2) 相手方と共有する秘密情報は、国立大学法人三重大学（以下「本学」という。）における秘密管理に起因して相手方に不利益を生じさせないように管理する。
- (3) 秘密情報の管理に際しては、濃淡を付けて管理することとし、その濃淡の区分は、その重要度に応じて秘と厳秘の2区分を基本とし、特に重要な秘密情報に限りこの2区分より上位の機密という区分を特別に設ける。
- (4) 秘密保持義務を伴う産学官連携活動に学生等を参画させる場合は、秘密保持義務により学生等に不利益が生じないように十分配慮する。
- (5) 本学は、産学官連携における秘密情報管理に係る教育（啓発を含む）を重視し、それを実行する。

#### 4 産学官連携における秘密情報管理規程

- (1) 産学官連携における秘密情報の管理方法等の必要事項を国立大学法人三重大学産学官連携における秘密情報管理規程に定め、適正な管理の下で活用を図るものとする。
- (2) 産学官連携における秘密情報のうち、臨床研究（治験を含む。）に関する秘密情報管理については別に定める。

#### 5 管理体制

- (1) 学内における秘密情報の管理を統括するため、秘密情報管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。
- (2) 本ポリシーに沿った秘密情報管理を遂行するため、本学に産学官連携秘密情報管理委員会を設置し、統括責任者を委員長とする。
- (3) 秘密情報管理の推進支援及び事務は、地域イノベーション推進機構産学官連携リスクマネジメント室が行う。
- (4) 研究室、研究グループ又は産学官連携に係る部署における秘密情報を管理するため、秘密情報管理責任者を置く。

#### 6 法令の遵守

本学は、不正競争防止法（平成5年法律47号）及び関連する法令を遵守し、専門家への相談体制を整備し、産学官連携活動の推進に努めるとともに秘密情報漏えいに係わる紛争を未然に防止するものとする。

#### 附 則

本ポリシーは、平成30年10月1日から適用する。

国立大学法人三重大学長

駒田 美弘